

赤井川村「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA」推進戦略実現に関する設計等事業
『都地区 GX/DX エリア構築可能性調査業務及びゼロカーボンビジョン戦略推進協議会運営支援業務』
仕様書

1 業務の目的

2030 年を見据えて赤井川村のゼロカーボンを実現するためには、「赤井川村エネルギービジョン」（令和 3 年 3 月）で示した 7 つの再生可能エネルギー導入プロジェクトとともに、村内及び周辺地域の賦存する再生可能エネルギー活用に関して戦略的プログラム構築が必要であるため、地域資源循環並びに地域資金循環の観点から、まち、くらし、しごとに寄与する持続可能な「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA 推進戦略」（令和 5 年 3 月）を策定した。

本事業は、同推進戦略の実現を目指して、令和 8 年 3 月末で閉校が決定している都小学校校舎および跡地を中心とした「都地区 GX/DX エリア」における脱炭素への貢献等の可能性を検討するとともに、地域の中核施設としてリノベーションによる閉校施設の利活用やレジリエンス機能強化を実現させることにより、地域の活性化と地域住民活動の向上について調査・検討するものである。

2 履行場所

余市郡赤井川村内 他

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本村と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を検討すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本村に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則赤井川村役場にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本村と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 受託者は、受託事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

5 業務内容

(1) 都地区 GX/DX エリア構築可能性調査

①再エネ導入可能性調査・基本計画

- ・令和8年3月閉校予定の都小学校(グラウンド等敷地内を含む)について、地域の中核施設として、地域の活性化と地域住民活動の向上やレジリエンス機能強化に資する閉校施設のリノベーションに関する基本計画を策定する。
- ・なお、閉校施設の利活用については複数案を検討し、再生可能エネルギー導入等の脱炭素への貢献の視点や事業の経済性・継続性、運営体制等に留意すること。

②都地区GX/DXエリア構築検証・計画策定

- ・①を踏まえ、さらに都地区広域に検討対象を広げ、GX/DXをテーマとする「都地区GX/DXエリア構築」に向けた取組み等の検討を行う。
- ・なお、検討にあたっては、①での再生可能エネルギーの導入との連携や事業の経済性・継続性、運営体制等に留意すること。

③都地区再エネ活用基本構想

- ・上記①②について、「都地区再エネ活用基本構想」として取りまとめを行う。
- ・なお、基本構想の策定にあたっては、プロジェクト案の類似先進事例調査を行い、事業化に向けた課題・解決策についても整理すること。

※①～③のプランの検討・策定にあたっては、地域住民との意見交換や経過説明等を適宜実施すること。

(2) ゼロカーボンビジョン戦略推進協議会運営支援業務

ゼロカーボンビジョンのプロジェクトを戦略的に推進するための公民連携組織の設立を念頭に営支援を行う。

組織構成は、村役場、観光系事業者、建設系事業者、農畜産系事業者等および必要に応じて赤井川村委託業務受託各社で構成し、隔月での協議会を開催する。

- ・検討会および協議会開催予定：令和7年9月、12月、令和8年2月（計3回程度）

※必要に応じて各事業者等に対して個別ヒアリングを実施する。

(3) 報告書の作成

- (1)～(2)について、報告書として取りまとめること。

6 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（3回程度）、納品時のほか、必要と認められる場合に行う。

7 その他

(1) 資料の貸与について

受託者は、本業務の遂行において本村が所有する資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を行う。

なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。

(2) 補助事業としての取扱いについて

本業務は、令和7年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に基づき実施する事業のため、本事業公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱」（平成28年7月1日20160624財資第1号）の規定を遵守し実施すること。

(3) 事業終了後の対応について

本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、業務受託者は検査等に積極的に協力すること。

また、業務受託者は、受託事業の経費等に関する帳簿及び証拠書類を、受託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

8 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本村に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本村の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書 A4判 5部
- (2) 上記のデータを保存した電子データ（CD-R または DVD-ROM） 一式 1部
※電子データファイル形式は、ワード、エクセル、PDF 等とする。